

令和2年度

第7回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和2年10月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年10月20日(火) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 16人

- 1番 森川 光典 (会長)
- 2番 合田 政光
- 3番 小西 修
- 5番 黒田 直文
- 6番 富田 敏弘
- 7番 石井 崇雄
- 8番 豊田 敏計
- 9番 齋藤 照久
- 10番 中村 能身
- 11番 石川 素康
- 12番 山下 大輔
- 13番 岡下 定幹
- 14番 小出 章寛
- 15番 合田 亘
- 16番 山内 春雄
- 18番 合田 朝子
- 19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 観音寺市農地利用集積計画(案)について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について<香川県知事許可>

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	合田 尊男
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和2年度観音寺市農業委員会第7回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしく願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、6番富田委員、並びに12番山下委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和2年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は5件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請は、労働力不足により農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話がまとまったもので、認定農業者である譲受人は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの非農家のため農地の管理に苦慮していました。そこで、申請地の近隣で営農している親戚である譲受人に相談し今回の申請に至ったものです。譲受人は申請地の近隣に農地を所有しており、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の申請は、5条9番に関連しており、譲渡人は建築士で農地の管理に苦慮していたため、申請地の隣接地や近隣に農地を所有している譲受人に所有権移転することで話が纏まったものです。

4番の申請は、残存小作地の解消を図るもので、譲受人はこれまでも申請地を耕作していました。今般、譲渡人が相続により申請地を取得しましたが、自身が市外に在住していること、非農家であることから、譲受人に所有権を移転することで話がまとまったものです。

5番の譲渡人は、大野原町大野原にて営農を行っていますが、申請地だけが他の所有農地と離れており不便であったため、譲受人に有償の所有権移転することで話が纏まったものです。譲受人は申請地の近隣に農地を所有しており本件により経営規模の拡大を図るものです。

以上5件の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしく願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。
1番について、合田委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 続きまして2番について黒田 直文 委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 続きまして3番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません

議長(会長) 続きまして4番について、岡下 定幹 委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません

議長(会長) 続きまして5番について、山内 春雄 委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和2年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1の転用目的は太陽光発電設備の設置のためです。

申請場所は、高屋町母ヶ屋敷 2523 で高室小学校から南東約 1050mに位置し、市道岡東3号線から50メートル東に入った都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地の502㎡です。

利用計画ですが、太陽光パネル188枚170.65㎡と引込柱1本0.07㎡です。発電出力は45.1kWです。

転用目的は、太陽光発電設備です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は農地法の知識がなく、申請地の進入路が狭くトラクターなどの進入もできないため、田として利用するには問題があり、利用方法を検討した結果、平成29年頃に太陽光発電設備を設置して利用しておりました。今回、登記が農地となっていることに気づき、始末書を付しての転用申請であります。

2番の転用目的は農家住宅の拡張です。

申請場所は、池之尻町石田 112-3 で常磐小学校から南東約 1320mに位置し、市道石田6号線に併せ地が接する都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地76㎡です。

併せ地は982.75㎡、合計で1058.75㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建て249.06㎡、納屋1棟平屋建て69.49㎡で土地利用率は30.09%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和48年当時に子どもが3人おり、子ども部屋として農地法の認識なく建築してしまいました。無断転用だったことに気づき、始末書を添えての申請です。

3番の転用目的は農家住宅の拡張です。

3の申請場所は、大野原町中姫下赤岡 333-2 で大野原中学校から北東約 1260mに位置し、市道中姫線に接する都市計画区域外、第1種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が田宅地の218㎡です。併せ地

は455.36㎡、合計で673.36㎡です。

利用計画ですが、住宅平屋建て127.24㎡、農業用倉庫30.34㎡、車庫45.05㎡で土地利用率は30.08%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和56年所有者であった母が農業の規模拡大のため農業用倉庫を建てました。平成14年に相続し、最近所有地の地目を確認していたところ、申請地が農地であることに気づき、始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので**担当地区の委員より補足説明をお願いしたい**と思います。

1番について、私 から補足説明を行います。

特に問題ありません。

2番について、豊田 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3番について、中村 委員 補足説明を行います。

中村委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和2年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は15件です。

議案書9ページと位置図をご覧ください。

転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町字五丁目甲1428-5外3筆で観音寺駅から南東約600mに位置し、市道粟井駅南線に接する都市計画用途地域内の準工業地域、第3種農地であり、転用面積は地目が田、205㎡です

現在、店舗部分で駐車場が6台分しかなく、従業員駐車場が不足しており、駐車場を整備することで申請地に7台駐車できるようになり、店舗の駐車場を来客用駐車場として活用することにより、一層の集客を期待できるための転用申請であります。

2番の転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。譲受人の父にあたる譲渡人から使用貸借を行うものです。

申請場所は、高屋町字深姫917で高室小学校から南約300mに位置し、市道当免中筋線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田419㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建て115.11㎡で土地利用率は27.47%です。

譲受人は、最近結婚し、実家の後継者として、実家近くの土地で居宅を構えたいと考えており、将来的には両親の介護のためと申請に至りました。

3番の転用目的は貸店舗で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、流岡町字横田933-1で常磐小学校から北東約670mに位置し、県道黒淵本大線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田2860㎡です。

利用計画ですが、貸店舗1棟2階建て467.34㎡です。

個人として安定した不動産収入を得るため貸店舗の建設を考えており、2棟で12室、と50台分の駐車場を確保する予定であり、土地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲受人との間で話がつき、転用申請となりました。

4番の転用目的は事務所・作業所・材料庫で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字中出甲908で中部中学校から南東約500mに位置し、市道中出千足線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田965㎡です。

利用計画ですが、事務所1棟2階建て59.20㎡、多目的スペース1棟平屋建て45㎡、材料庫1棟平屋建て36.43㎡、作業所1棟平屋建て140.77㎡です。

現在、事務所と資材置場が5キロ以上離れており、事業効率が悪く、今後柞田近隣で新築工事が多く考えられることから、柞田地域で、事務所と資材置場を建築できる条件に合う土地を探していたところ、高齢で、農地の管理に苦慮していた譲受人と話がつき転用に至りました。

5番の申請場所は、柞田町字間方甲2018-2で中部中学校から南西約450mに位置し、市道間方1号線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田358㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建て91.9㎡で土地利用率は25.67%です。

転用目的は、非農家の自己住宅です。

申請者は、妻と子供2人で申請地近隣のアパートで暮らしており、アパートが手狭となり、住環境を変えずに、小学校に近い場所を探していたところ高齢となり農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまったものです。

6番の転用目的は農家住宅の建替えて、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字大畑乙293-2で柞田小学校から西約350mに位置し、県道観音寺佐野線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が畑75㎡です。併せ地は宅地294.63㎡、合計で369.63㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建て145.79㎡で土地利用率は39.44%です。

転用に至った理由ですが、県道観音寺佐野線の拡幅工事に伴い、住居の一部が工事にかかるため、申請地を取得し、居宅を新たに建築するための転用申請です。

7番の転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字法泉寺丙1046外5筆で柞田小学校から南東約620mに位置し、県道福田原観音寺線に接する都市計画内非線引き地域、第2種農地であり、転用面積は地目が田1999.09㎡です。

併せ地は宅地61.66㎡、合計で2060.75㎡です。

利用計画ですが、住宅8棟2階建て529.92㎡で、実測平均区画247.60㎡、平均建築面積66.24㎡、平均土地利用率は26.75%です。

市内での分譲事業も好調であり、また当該申請地の区域で新居を構えたいという問い合わせがあることなどから高い需要があるものと見込み、分譲住宅用地を探していたところ、相続したものの、遠方に住んでいることから経営縮小を考えていた土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。周辺は宅地化され、小学校や金融機関も1キロ以内にあり、住環境に優れていることから売買も見込まれ、また、農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

8番の申請者は観音寺市です。転用目的は進入路の拡張で、無償の所有権移転をしようとするものです。地元の意向として市へ無償譲渡を行うものです。

申請場所は、新田町字堂ノ岡下1385番6筆で豊田小学校から南約100mに位置し、市道粟屋堂ノ岡線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が畑66㎡です。

併せ地は宅地2207.83㎡、合計で2273.83㎡です。

利用計画ですが、介護予防拠点施設1棟平屋建て141.73㎡と駐車場15台分を整備するうえでの進入路の拡張です。地元の要望として、広い進入路の確保があり、地元からの土地の抛出により、それにこたえるものです。

旧豊田幼稚園跡地を、同地区における高齢者の交流スペースとしての地域サロン等として利用できる介護予防施設を令和2年度中に建築予定であり、進入路として申請地を整備することで、施設利用時の安全性が確保されるため、転用申請となりました。

9番の転用目的は工場兼住宅の拡張で、使用貸借権の設定をしようとするものです。譲受人は譲渡人の甥にあたります。

申請場所は、池之尻町字石田 113-2 で常磐小学校から南東約 1290mに位置し、市道駒通り池之尻線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅 462 m²です。併せ地は宅地 398.3 m²、合計で 860.3 m²です。

利用計画ですが、住宅兼倉庫 2階建て事務所兼住宅 1棟 2階建て 363.95 m²、作業所 1棟平屋建て 204 m²です。

転用に至った経緯ですが、父が兄弟の土地を借りて、S 5 8年頃工場を増築しており、転用手続きを行っていませんでした。今回、父の兄弟である叔父から登記が農地になっていることを聞き、始末書を付しての農地転用です。

10番の転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。祖父所有の土地を借りるものです。

申請場所は、池之尻町字三谷 1204-5 で西部養護学校から東約 800mに位置し、市道出作野田線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田 256 m²です。併せ地は宅地 198.76 m²、合計で 454.76 m²です。

利用計画ですが、住宅 1棟平屋建て 122.14 m²で土地利用率は 26.86%です。

申請者は妻と子の3人で、アパートで生活しており、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になり、実家の近くに引っ越し、祖父所有の農地の管理を手伝っていくため住宅を新築するための転用申請であります。

11番の転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、古川町字堂ノ南 607-1 で一の谷小学校から南東約 300mに位置し、市道高樋吉岡線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地の 935 m²です。

利用計画ですが、住宅 4棟 2階建て 290.6 m²で、実測平均区画 247.84 m²、平均建築面積 67.91 m²、平均土地利用率は 27.40%です。

当該申請地の区域で新居を構えたいという問い合わせがあることなどから高い需要があるものと見込み、分譲住宅用地を探していたところ、転用したものの事業着手ができなくなった土地所有者との間で意向が合致したため計画に着手するものです。周辺は宅地化され、小学校や金融機関も1キロ以内にあり、住環境に優れていることから売買も見込まれ、また、農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから許可相当と判断するものです。

12番の転用目的は農家住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字札場西 2804-1 で大野原小学校から北西約 1500mに位置し、市道十三塚油井線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が畑 250 m²です。併せ地は宅地 618.96 m²、合計で 868.96 m²です。

利用計画ですが、納屋 1棟平屋建て 55.80 m²、住宅 1棟 2階建て 246.79 m²、農業倉庫 1棟平屋建て 92.09 m²、物置トイレ 1棟平屋建て 16 m²の合計 410.68 m²で土地利用率は 47.26%です。

転用に至った理由ですが、現在家族5人で暮らしているが、娘が帰ってくる予定であり、現在農機具やトラクターをと置いているところに娘の車を止める予定である。

そのため、農機具やトラクターを置くための倉庫を新設したいと考え、家の隣の畑を転用できないか所有者に相談したところ、所有者の了承を得たための転用申請であります。

13番の転用目的は工場建設で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字五エ屋敷 4454-1 外 17 筆で大野原小学校から西約 1200mに位置し、国道 111号線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田 8924.85 m²です。併せ地は農道等 385.54 m²、合計で 9310.39 m²です。

利用計画ですが、工場1棟平屋建て2533.08㎡、脱水機室1棟2階建て36㎡、ブロー室30㎡、従業員駐車場30台、来客者用駐車場6台を整備するものです。

申請者は、四国中央市を中心に食品の製造販売を主たる業務として行っており、近年の事業の拡張に伴い、新たな生産工場が必要となり、四国中央市には適当な土地がないため、高速のインター近くの申請地に移転したいと考えており、工場敷地と従業員駐車場30台と来客用駐車場6台を整備予定です。国道との取次の道路工事施工承認や進入路と工場用地の間の市道の道路工事承認は許可の見込みありとのことです。転用に伴う水路や農道の用途廃止に伴い、工場周りに同程度以上の水路と農道を整備し、寄付する予定となっております。法面からの土砂の流出は安定勾配を設け、土砂の流出を防ぎます。工場の周りに農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、隣接農地の同意を受けており、許可相当と判断するものです。

14番の転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町花稻字切戸485-1で大野原小学校から西約2200mに位置し、市道先林西線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田691㎡です。

利用計画ですが、太陽光発電設備144枚240.7㎡と引込柱0.01㎡で、発電出力は46kWです。

申請者は、太陽光発電事業に取り組んでおり、700㎡規模の用地を探していたところ、平成21年に相続したものの、近年は高齢により管理に苦慮していた譲渡人が所有する申請地の不動産情報を得て、土地所有者と交渉したところ意向が合致したため計画に着手するものです。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、許可相当と判断するものです。

15番の転用目的は社員寮の建設で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町花稻字切戸521-4外2筆で大野原小学校から西約2300mに位置し、市道切戸線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田1470㎡です。

併せ地特別養護老人ホームネムの木であり、宅地8925.92㎡、合計で10395.92㎡です。

利用計画ですが、社員寮1棟平屋建て231.86㎡です。

転用に至った理由ですが、現在4人の海外実習生の受け入れを行っており、来年度新たに14名受け入れる予定であり、職員寮を建築し受け入れ態勢を整える必要が生じている。また、現在100台程度の駐車場があるが、交代勤務する従業員が89人ほどおり、常に駐車場が満車状態である。新たに36台分の駐車場を確保し、多様なイベントを行い、施設入所者や家族の満足度の向上を考えていたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。事務局の説明が終わりました。先ほど合田局長から説明あったように転用面積が3,000㎡を超える13番に関しては現地調査を行ってきましたので、今井副会長から調査結果について説明をお願いいたします。

今井副会長 13番の大野原町大野原のの現地調査を行いました。転用の必要性、事業に対する規模の妥当性、排水や道路に関する許可関係について確認しましたが、問題ありませんでした。

議長（会長） 副会長から現地調査の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番については、合田委員から補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番について、私から補足説明を行います。特に問題ありません。

3番について 小西委員、から補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 4、5番について 黒田委員、から補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 6番、7番について 富田委員から補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 8番について 石井委員、補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長（会長） 9、10番について 豊田委員、から補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 11番について 荻田 昇吾 委員が欠席のため、私が代わりに補足説明を行います。

特に問題ありません。

議長（会長） 12番について、石川委員 から補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 13番については2つの地域にまたがっているので、まず、石川委員 から補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 山下委員 から補足説明をお願いします。

山下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 14番、15番について、合田 亘 委員から補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の15ページをお開きください。

議案第4号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和2年10月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の16ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表、利用権設定、経営移譲年金、

令和2年10月30日公告（案）ですが、

こちらは、経営移譲年金の受給のための申し出です。今回は、1件の21筆、合計面積13,913㎡について受人の方に利用権設定するものです。

次の19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和2年10月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 1,609㎡

高室地区 770㎡

常磐地区 4,716㎡

柞田地区 8,132㎡

木之郷地区 12,330㎡

豊田地区 394㎡

栗井地区 3,765㎡

一ノ谷地区 1, 546㎡
大野原地区 12, 618㎡
豊浜地区 4, 347㎡
です。

合計、田53筆、畑2筆、面積50, 227㎡となっております。

今日は29件の申出がありました。

今日は、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、議案書の35ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和2年10月30日公告(案)ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 4,050㎡
豊田地区 5,785㎡
粟井地区 1,579㎡
大野原地区 21,144㎡
豊浜地区 12,371㎡

合計、26件、田36筆、畑11筆、44,929㎡です。

そのうち、豊田地区の1,786㎡と大野原地区の4,519㎡は期間借地となっております。

今日は、賃借が5件、使用賃借が21件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の36ページから48ページに記載しております。

これは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和2年11月1日付で設定される貸借となります。

今日は、認定農業者が5件、農業法人で認定農業者が9件、認定新規就農者が9件となっています。

その中で、43ページの15番の受入である平出崇典さんは、現在28歳で2年前に長野県から観音寺市へ移住し、藤川果樹園で2年間主にかんきつ類の栽培の修行を受け、このたび独立する形となりました。議案第4号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第4号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 特にないようですので、議案第4号「観音寺市農用地利用集積計画(案)」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の49ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の2(3)の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。令和2年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請場所は議案第3号の11番で取り上げた古川町字堂ノ南607-1です。

許可日は平成9年11月27日許可番号9農B第5(11)6号であり、転用目的は貸住宅の建築でした。当時譲受人であった杉山和生さんは賃貸住宅の建築を行い、不動産管理等を行っていた父のアドバイスのもと事業運営を行っていく予定でした。転用許可の後に、宅地造成を行ったのですが、父が病気になり、治療

が終わるまで計画の実施を待っていたところ、父が亡くなってしまい、事業の遂行ができなくなってしまいました。

本来であれば、許可の取消を行い、譲渡人である国土昭治郎さんに効率的な農地利用を行ってもらうところではありますが、譲渡人は亡くなっており、その家族も農業を行っていないため、承継を伴う事業計画変更申請を行い、新たな譲受人によって本申請地の有効利用を促すものです。

審査の要件である、以前の譲受人の杉山さんに大きな過失はないこと、議案第3号の11番が許可の見込みがあること、周囲の農地への影響も以前の事業と比較して同程度であることから許可の意見書を付して知事に進達してはどうかと思います。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」は、意見書を付して県へ進達します。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和2年度第7回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時閉会>